

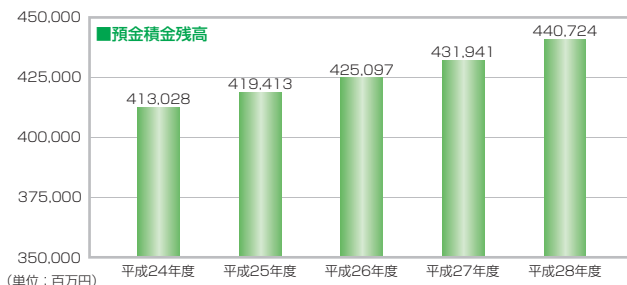
平成28年度の事業概況

平成28年度は、3カ年計画「**にしん**」中期経営計画2015（独自性発揮による地域密着型金融の更なる深化と金庫の安定成長をめざして）の中間年度として、以下の4項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組みました。

①課題解決型金融の強化 ②独自性の追求と発揮 ③経営力・内部管理態勢の強化 ④人材力の強化

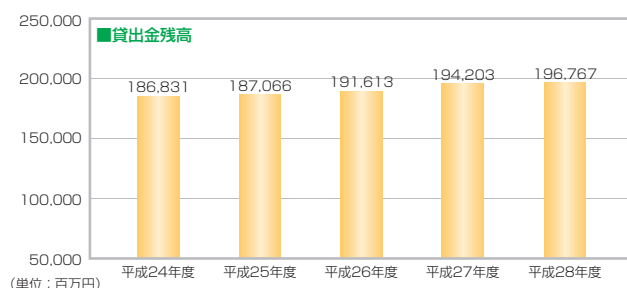
預金積金

預金におきましては、年金振込口座、給与振込口座の積極的な推進を行うとともに、夏・冬ボーナスキャンペーンの実施及び退職金定期預金の推進を行いました。事業所取引につきましても、新規事業所開拓や既存取引先の深耕を図りました結果、定期預金28億円、要払性預金59億円の増加となり、**預金末残では前期比87億円増加し4,407億円**となりました。



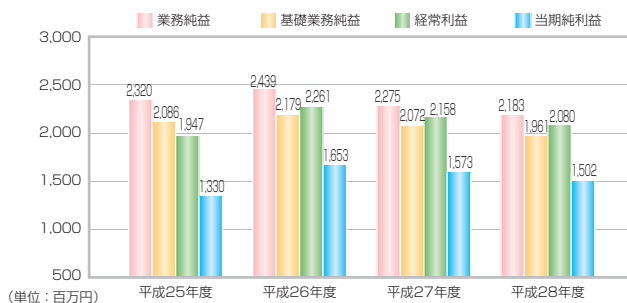
貸出金

貸出金におきましては、住宅ローン、個人ローンや事業所向け融資を中心に推進しました結果、個人向け融資が12億円増加しました。事業所向け融資は卸・小売業等で17億円増加したことにより、**貸出金末残は25億円増加し1,967億円**となりました。



損益

市場金利の低下により資金運用収益が減少し基礎業務純益は減益となりました。また、債券売却益が増加したものの業務純益も減益となりましたが、21億83百万円を維持できました。一方、与信関連費用が減少し、**経常利益は20億8千万円、当期純利益は15億2百万円**を計上することができました。



(注) 基礎業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券関係損益を控除したもので信用金庫業務本来の利益を表すものです。

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益	7,397	7,282	7,271	6,994	6,912
経常利益	1,544	1,947	2,261	2,158	2,080
当期純利益	1,089	1,330	1,653	1,573	1,502
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,938	1,938	1,938	1,939	1,939
純資産額	32,913	34,133	36,435	38,765	39,131
総資産額	452,891	459,103	467,322	476,760	485,425
預金積金残高	413,028	419,413	425,097	431,941	440,724
貸出金残高	186,831	187,066	191,613	194,203	196,767
有価証券残高	125,685	133,410	131,406	136,464	138,656
単体自己資本比率(%)	17.64	17.66	18.19	18.46	18.73
出資に対する配当金(千円)	57,678	57,669	57,682	58,034	38,740
配当率(%)	6	6	6	6	4
職員数(人)	349	350	348	352	338

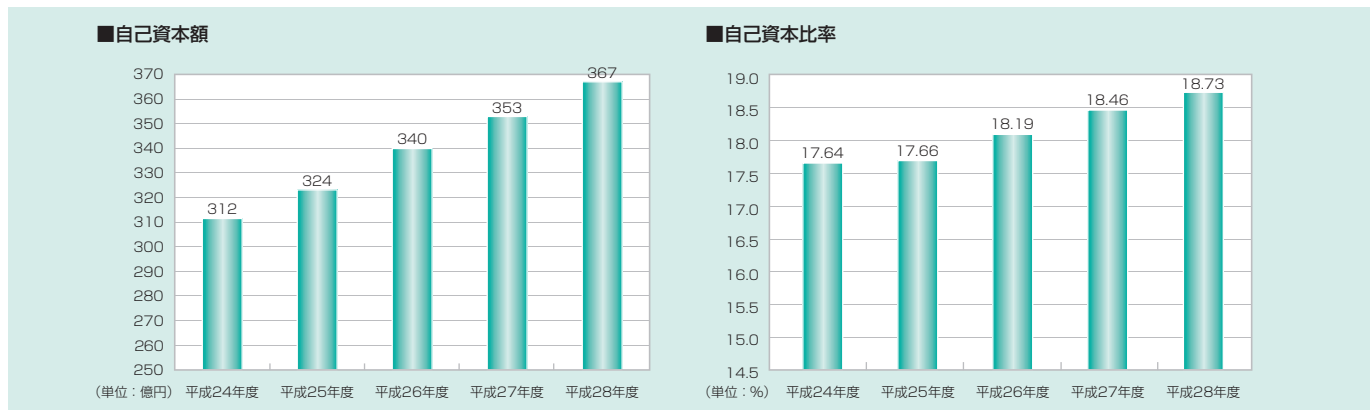
(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

当金庫が、創業以来積み上げてきた利益金と、会員の皆様からの出資金の合計額が自己資本です。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合（リスク・ウェイト）により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

18年度決算から自己資本比率規制（バーゼルⅡ）が導入され、自己資本比率を計算するのの際に「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅢに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅣが導入されました。

にっしんの自己資本比率は、今期は18.73%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても367億円となり、自己資本の充実が図れました。



リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

お客様にご安心してお取引させていただくために、経営が破綻したり、元利金の返済が滞っている貸出金がいくらぐらいあるのかを開示しております。

当金庫の平成29年3月末現在の貸出金に対するリスク管理債権の総額は**84億円**となりました。うち**80億円**は担保・保証、貸倒引当金で保全されており、さらに自己資本額におきましても平成29年3月末現在**367億円**を計上しております。

また、リスク管理債権の中には、現在も正常に返済されている債権も含まれており「**にっしん**」は十分に安心してお取引させていただける信用金庫であると確信しております。

リスク管理債権とは信用金庫法に定められた開示すべき債権（貸出金）の額で、金融再生法に基づく開示債権額とは貸出金のほかに、債務保証見返、未収利息、仮払金及び外国為替を含んだ債権の額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位: 百万円 %)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	27年度	211	129	82	100.00
	28年度	283	236	46	100.00
延滞債権	27年度	8,296	4,978	2,883	94.75
	28年度	8,016	4,655	2,910	94.38
3ヶ月以上延滞債権	27年度	1	0	0	15.95
	28年度	0	0	0	52.07
貸出条件緩和債権	27年度	19	6	3	50.16
	28年度	166	148	17	100.00
合 計	27年度	8,529	5,114	2,968	94.76
	28年度	8,467	5,041	2,975	94.68

- (注)
- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 - 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 - 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。